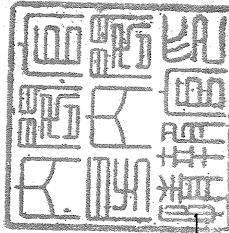


閣 情 第 470 号  
平成 23 年 12 月 14 日

## 行政文書不開示決定通知書

三木 由希子 様



内閣情報官

植松 信一

平成 23 年 11 月 17 日付け行政文書の開示請求（平成 23 年 11 月 18 日付け受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

### 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

秘密保全法制のための法制の在り方にに関する有識者会議、情報保全システムに関する有識者会議の議事内容のわかるもの（ホームページで公表されている議事概要を除く）

### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができます。）。

\*

担当課等  
内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）  
〒100-8968

東京都千代田区永田町 1-6-1  
電話：03-5253-2111（内線 83406）